

円山リトルジャイアンツ
スポーツ少年団
団 則

平成 9年 1月19日総会にて決議
平成10年 2月 8日総会にて改訂
平成11年11月18日総会にて改訂
平成12年11月19日総会にて改訂
平成31年 2月 3日総会にて改訂
令和 3年 3月28日総会にて改訂
令和 3年11月28日総会にて改訂
令和 4年 6月10日総会にて改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 本団は、円山リトルジャイアンツスポーツ少年団と称する。

(目的)

第2条 本団は、団員と指導者及び父母会とが協力しながら次のことを目的とし、日本スポーツ少年団指導者及び団員綱領を基本として活動する。

- 1) 野球を通じて、より多くの少年たちが友情を培い、正しいマナーとルールを学び、体力・技術の向上を図る。
- 2) 少年の健全育成を図り、心身を鍛錬し、人間性を高め、良き社会人となるよう育成する。

第2章 団員及び登録

(団員)

第3条 本団は、原則として地域の学童男女を団員とする。

(登録)

第4条 本団の団員及び指導者は、各スポーツ少年団や関係団体・連盟に登録し、スポーツ傷害保険に加入する。

本団は、事故ある場合の責任を負わない。

第3章 組織及び事業運営

(組織)

第5条 本団は、団の目的に賛同する団員及びその父母並びに指導者によって構成される。

(事業)

第6条 本団は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 練習を主とする定期活動
- 2) 地域交流会、大会の共催と参加
- 3) 年1回以上のスポーツ体力テストの実施
- 4) 地域奉仕、文化・学習活動
- 5) その他、団の目的達成に必要な事業

第7条 本団の事業を円滑にするため次の部門をおく。

- 1) 指導部 指導者（監督・コーチ）によって構成する。
- 2) 父母会 団員の父母で構成し、指導部との連携を図りながら、団としてよりよい活動ができるように助力する。

第4章 決議機関と役員の構成

(総会)

第8条 総会は次により構成され、開催される。

- 1) 総会は本団の最高決議機関であり、監督・団員の父母・役員及び団の運営に関わる人により構成される。
- 2) 総会は団長が召集し、毎年2回(1～3月の間、11月)定期総会を開催する。但し、団長が必要と認めたときには臨時にこれを開催することができる。
- 3) 総会の成立は、総会の構成員の1/2以上の出席によるが、委任状のある場合にはこれを出席と認める。
- 4) 議事の成立は、出席者の1/2以上の賛成による。
- 5) 欠席者は、その決議に従わなければならない。

(役員)

第9条 本団は、監督1名のほか、団の円滑な運営を図ることを目的とし、次の役員をおく。

- 1) 団長
- 2) 副団長
- 3) 事務局
- 4) 会計
- 5) 会計監査

2 本団に、顧問、相談役、渉外窓口等をおくことができる。必要と認めた場合、総会にて選出する。

第10条 役員は、総会において選出され、原則として任期1年とする。但し、必要と認めた場合は、臨時総会等により、必要な改選を行うことができる。

第11条 役員会は、監督及び第9条1項の役員によって構成され、本団の執行機関として必要に応じ団長が召集し、何事によらず協議決定するものとする。

第5章 会計

(経費)

第12条 本団の経費は、団費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(団費)

第13条 団費は、毎年度総会において決定する。納入期間は12月～翌年11月までの12ヶ月とする。

(会計年度)

第14条 団の活動期間は原則として通年と定め、会計年度は、12月1日から翌年11月30日までとする。

第15条 会計監査による監査は、年1回行い総会に報告しなければならない。但し、必要と認めた場合には随時監査することができる。

第6章 その他

(慶弔規定)

第16条 団員及び団員と同居するご家族の弔事を対象とし、香典は原則として5,000円とする。但し、この規定により難しいと認めた場合は、役員会の判断によることができる。

(登録の更新及び退団)

第17条 団員の登録は年度登録とし、新規加入申込書により行う。途中退団においては、原則書面により、団長まで届け出を行う。
団員の不良化行動等、本団の目的から著しく反した行為を行った場合、団長は役員会の承認を得て、退団を求めることができる。

(休団)

第18条 病気や怪我・家庭の都合など、やむを得ない理由につき1ヶ月以上活動を休む場合は休団とすることができる。
休団は、団長と役員会の同意の基、有効とする。尚、休団中の団費の発生はしない。

(団員の表彰)

第19条 団員の表彰については指導部に一任する。

(団則の改正)

第20条 本団の団則の改正・改廃は総会で決議する。

(細則)

第21条 本団の運営のため必要な細則は別に定めることができる。

付 則

- 1) この団則は、平成 9年 1月19日より施行する。
- 2) この団則は、平成10年 2月 8日より改訂施行する。
- 3) この団則は、平成11年11月18日より改訂施行する。
- 4) この団則は、平成12年 1月21日より改訂施行する。
- 5) この団則は、平成31年 2月 3日より改訂施行する。
- 6) この団則は、令和 3年 3月28日より改訂施行する。
- 7) この団則は、令和 3年11月28日より改訂施行する。
- 8) この団則は、令和 4年 6月10日より改訂施行する。